

2 申告納付手続のデジタル化

(2) 今後の課題・方向性

- ① プラットフォーム事業者による報告のためのモデルルール
(第三者の範囲を拡大し、より多くの電子情報を利活用)
- ② 電子データを申告情報に直接反映できる仕組みの構築
(法定調書の第三者からの電子提出の重要性)
- ③ 申告情報の納付情報への活用(ダイレクト納付の利便性向上)
(手続回数そのものを削減)

シェアリング・エコノミー及びギグ・エコノミーにおける売主に関する プラットフォーム事業者による報告のためのモデルルール

Model Rules for Reporting by Platform Operators with respect to Sellers in the Sharing and Gig Economy

2019年	OECD租税委員会の第10作業部会で、プラットフォーム事業者の報告義務に関するモデルルールについての議論を開始。
2020年7月	<u>不動産賃貸及び個人サービス</u> を対象とし、各国が任意で採用できる報告制度の世界標準として、シェアリング・エコノミー及びギグ・エコノミーにおける売主に関するプラットフォーム事業者による報告のためのモデルルール（以下「モデルルール」という。）を公表。
2021年6月	モデルルールに基づく自動的情報交換の実現に向け、国際的な情報交換のルール（注1）とともに、 <u>商品の販売、移動手段の賃貸</u> についても対象を拡大することができる「 <u>拡張モジュール</u> 」を公表（注2）。

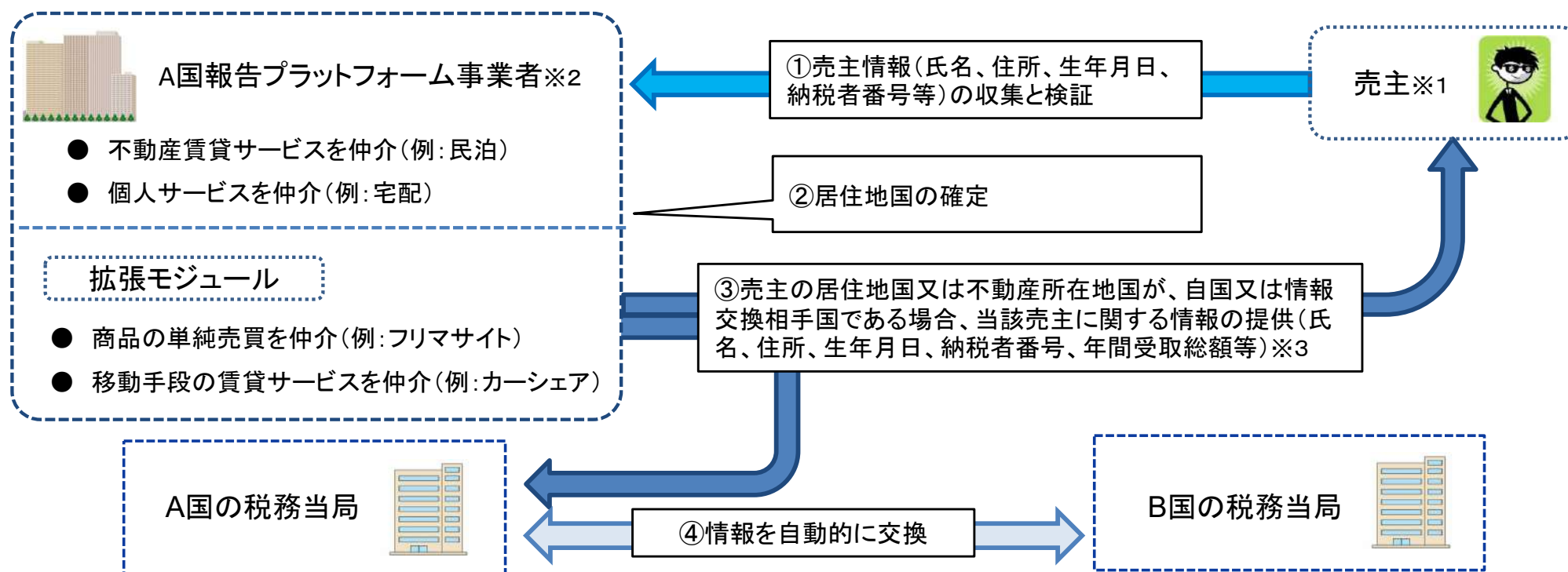
（注1）モデルルールに基づく情報交換の開始時期は未定。

（注2）EUでは、拡張モジュールと同様の範囲を対象として、プラットフォーム事業者からの報告制度を2023年から導入し、EU域内での情報交換を2024年から開始予定。当該報告制度では、EUに税務上の居住地を有するプラットフォーム事業者だけでなく、EU居住者である利用者を有するプラットフォーム事業者であって、EU域内に恒久的施設を有しないもの等も報告義務の対象となる見込み。

EU内と同等の情報が交換できる自動的情報交換の枠組みをEU参加国との間で有している国を居住地国とするプラットフォーム事業者は、報告義務が免除される予定。モデルルール（および拡張モジュール）を採用することによって免除を受けられるかについて、今後、EUが判断する。

モデルルールの概要等

- 報告プラットフォーム事業者は、①売主情報の収集と検証、②売主の居住地国の確定、③税務当局及び報告対象売主に対する当該売主に関する情報の提供を求められる。



- ※1 除外売主(例:上場事業体)については、プラットフォーム事業者による情報の収集等が不要。
- ※2 報告プラットフォーム事業者についても、小規模事業者等について一定の除外事由が定められている。
- ※3 一つのプラットフォーム上に複数の報告プラットフォーム事業者が存在する場合、報告方法について例外あり。税務当局等に対する情報の報告期限は、報告対象年度の翌年の1月末まで。

モデルルールの背景等

- ギグ・エコノミーの発達により、雇用契約に基づく従来の労働関係から、一般的に第三者による報告の対象とならない独立ベースの個人によるサービス提供へのシフトが発生。
 - シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーの市場拡大は、取引及び関連する支払の電子形式での記録につながるため、税務当局と納税者の双方にとって、透明性の向上とコンプライアンスの負担軽減が図りやすくなる可能性。
 - 売主は、自国のプラットフォーム事業者だけでなく、他国のプラットフォーム事業者も利用しうるため、他国のプラットフォームを利用する売主の情報を、各国の税務当局がどのように入手するかという問題が存在。売主の所在地毎に異なる方式で報告を求められた場合、プラットフォーム事業者にとっても、ビジネスを発展させようとする際のコスト増加要因及び潜在的に有害な障壁となり得る。
- ⇒OECDにおいて、国ごとに異なる報告要件が設定されることを避け、報告された情報についての関係国・地域による自動的情報交換を促進するため、プラットフォーム売主が実現した取引及び所得に係る情報を、統一的な基準により収集するためのモデル報告ルールについての議論が行われ、モデルルールが策定された。

構想 1：税務署に行かずにできる「確定申告（納付・還付）」（申告の簡便化）

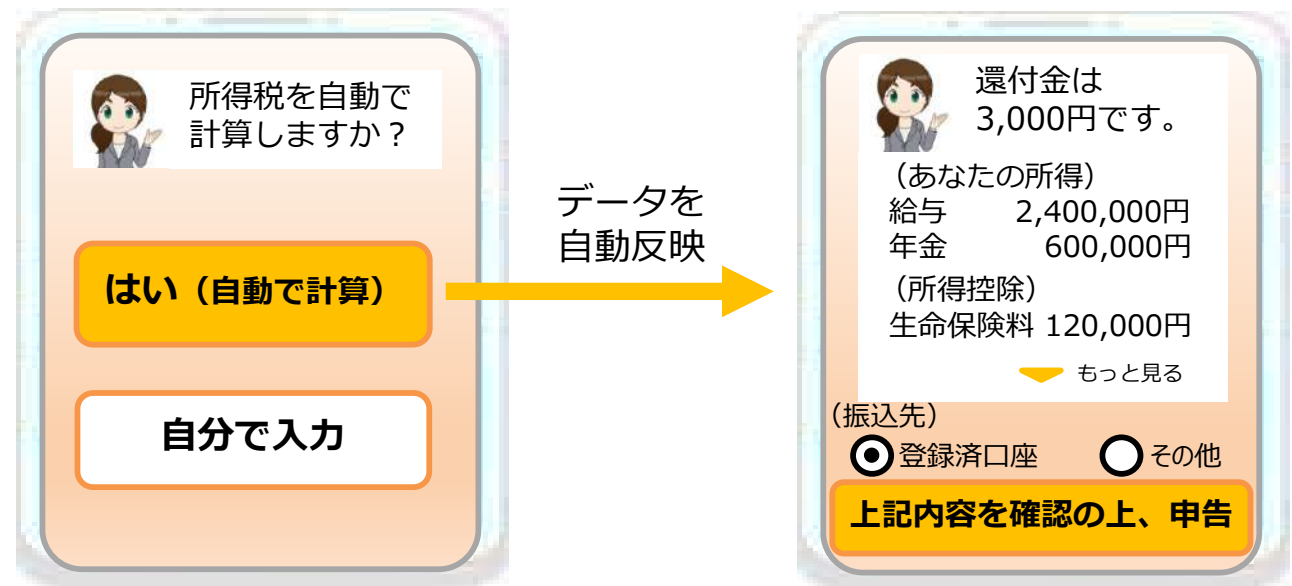
確定申告に必要なデータ（給与や年金の収入金額、医療費の支払額など）を申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組みの実現を目指します。

（現状：税務署に行く場合）

- ① 申告に必要な情報を入手・整理（例）
 - ・源泉徴収票（給与・年金）
 - ・生命保険料控除証明書 等
 ※ほとんどが紙で交付
- ② 税務署（申告相談会場）を往訪
 - ※確定申告期は混雑
- ③ 申告データを作成するシステム（国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」）に必要な事項を個々に入力
 - ※還付金振込口座は毎年入力
- ④ e-Taxで申告データを送信

（将来のイメージ）

- ① マイナポータルからログインして「確定申告」を選択
- ② 「自動で計算」を選択
- ③ 内容を確認の上、申告



※個々の項目や還付金振込口座の入力は不要（振替納税を利用すれば納付も自動的に）

（注）

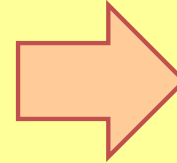
- ・ 国税庁では、マイナポータルを通じて入手したデータを申告データに自動的に取り込む仕組みの整備を進めています。（既に取込可能：生命保険料、特定口座取引等。令和4年～：損害保険料、ふるさと納税等）
- ・ 必要な全てのデータを自動的に取り込むためには、データ交付の普及（発行者の協力）やシステムの刷新等が必要になります。
- ・ 国税庁の提供する「年調ソフト」を利用すれば、年末調整関係書類についても必要なデータを自動的に取り込むことが可能です。

現状の課題

デジタル化の効果

【納税者】

- 管理コスト多大
⇒ 経営状況の把握不十分
有事の際の支援措置への対応困難
- 特に零細事業者や雑所得者は対応が困難
- 改ざんが容易、不作為がかえって有利



- 管理コスト大幅縮小
⇒ 経営状態の可視化、経営力の強化、
資金繰り支援・信頼性の向上
- 零細事業者や雑所得者でも対応は容易に
- 改ざんは困難、不作為の抑制効果

取引・決済情報

⇕ [帳簿・証拠書類保存]

『紙』

- 納税者／取引先の手元に存在
- トレーサビリティの確保に限界

⇕ [税務調査による確認]



[マイナポータル/会計ソフト等を活用した申告]

『デジタルデータ』

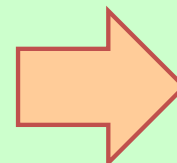
- 納税者／取引先から当局への情報共有・
活用に係るコスト、タイムラグが大幅に縮減
- トレーサビリティ確保が容易に



[取引データの取り込み/申告に自動反映]

【税務当局】

- 是正コストが大きく、調査範囲は限定的
- “新たな経済活動”や“働き方の多様化”
への対応に限界
- 他国所在情報の利用に限界



- 小規模事案の適正化に係る行政コストを軽減
- “新たな経済活動”や“働き方の多様化”
への対応が迅速
- 他国所在情報の利用も大幅に迅速化

今後のデジタル化の機能と効果の実現領域

【全体の問題意識・背景】

○ 経済社会のデジタル化の効果

- 納税者においては、日々の取引・記帳・決済等の利便性が向上することで、管理コストが大幅に縮小し、零細事業者や雑所得者でも対応は容易になるのに加え、トレーサビリティが確保された会計ソフト等を利用することで、改ざんの防止・不作為の抑制効果や、客観性が高いデータに基づく申告に繋がることなどの効果が期待される。
- 税務当局においては、小規模事案の適正化に係る行政コストの軽減や、新たな経済活動や働き方の多様化といった社会経済の変化への対応を迅速に行うことなどの効果が見込まれる。

○ 第三者を通じた電子情報の活用

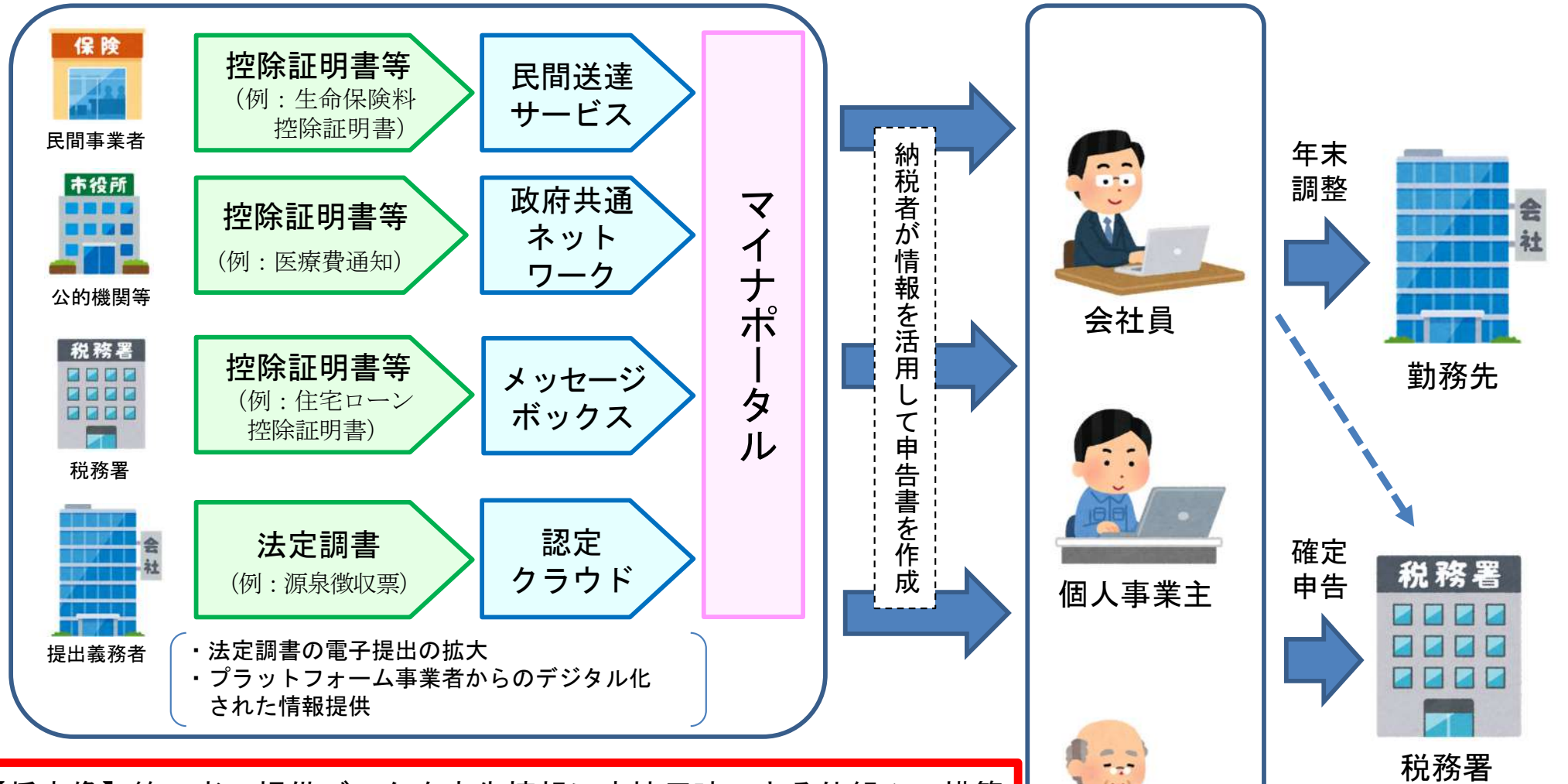
納税者・第三者からの税務当局等へ提供される情報の活用に係るコスト、タイムラグが大幅に縮減されているのが大きな変化である。



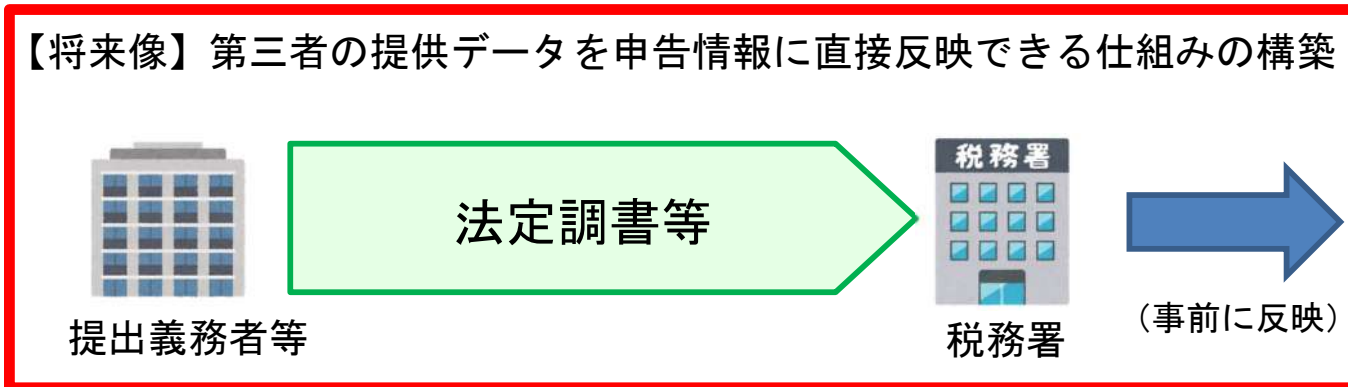
⇒ 第三者から提出された報告(法定調書等)の電子データを、納税者等の申告・納付情報に活用することが可能となっており、納税者の利便性・申告内容の適正性を同時に向上させることに繋がっている。

⇒ こうしたデジタル化を通じて得られる情報を活用することによる、利便性・申告内容の適正性の向上に資する活用システムは、今後、税務行政の中核インフラとして充実させていく必要がある。

第三者から提供された電子情報の活用

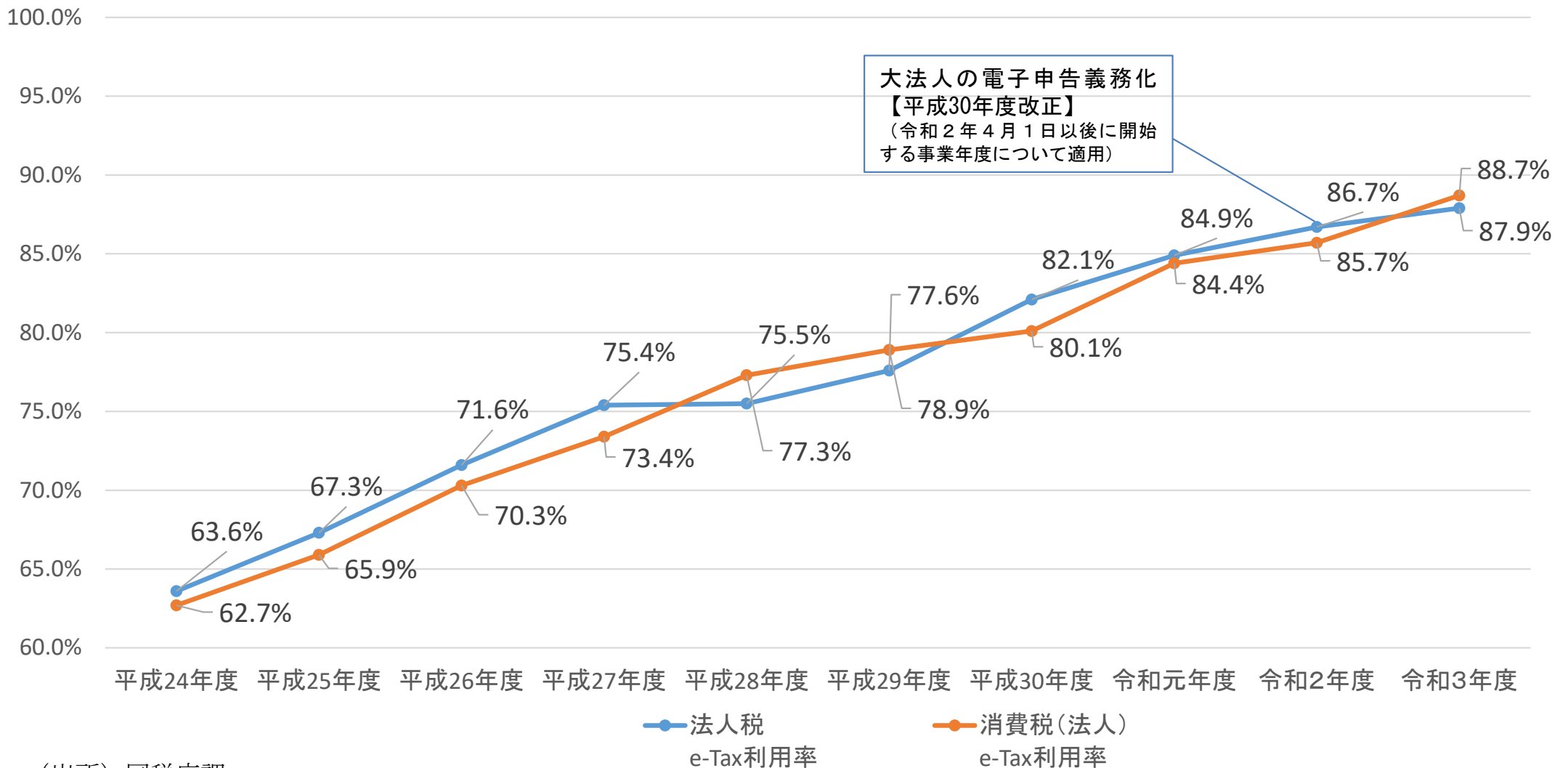


【将来像】 第三者の提供データを申告情報に直接反映できる仕組みの構築



法定調書等の情報のデジタル化を推進していく必要

e-Tax利用率の推移（法人税及び消費税（法人））

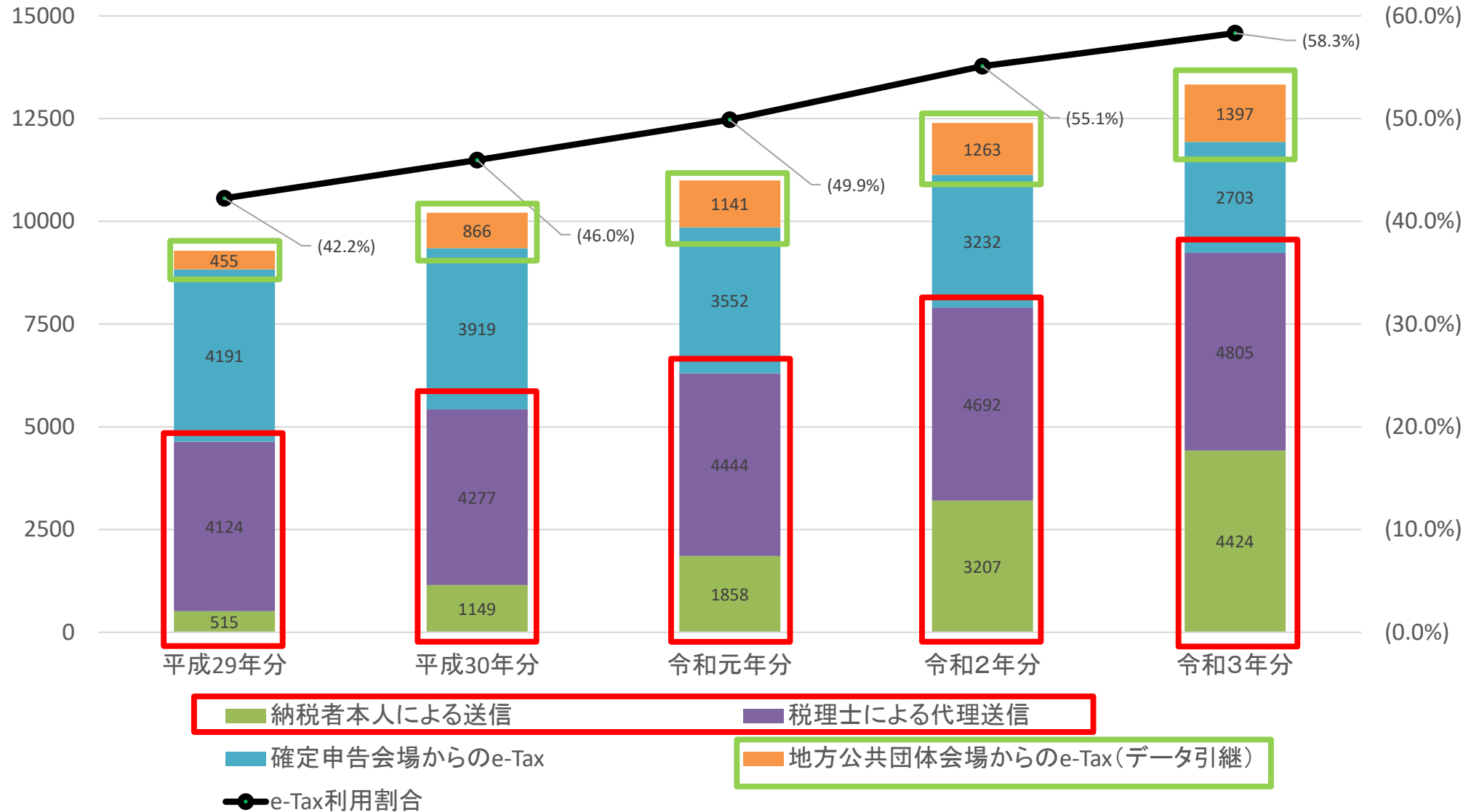


（出所）国税庁調

（注）利用率については、令和2年分の実績値から「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、令和3年10月に「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を策定したことを踏まえ、オンライン利用率をより精緻に算定するため算定方法を見直しており、平成29年度から令和3年度の数値は見直し後の数値となっている（法人税は平成28年度から）。

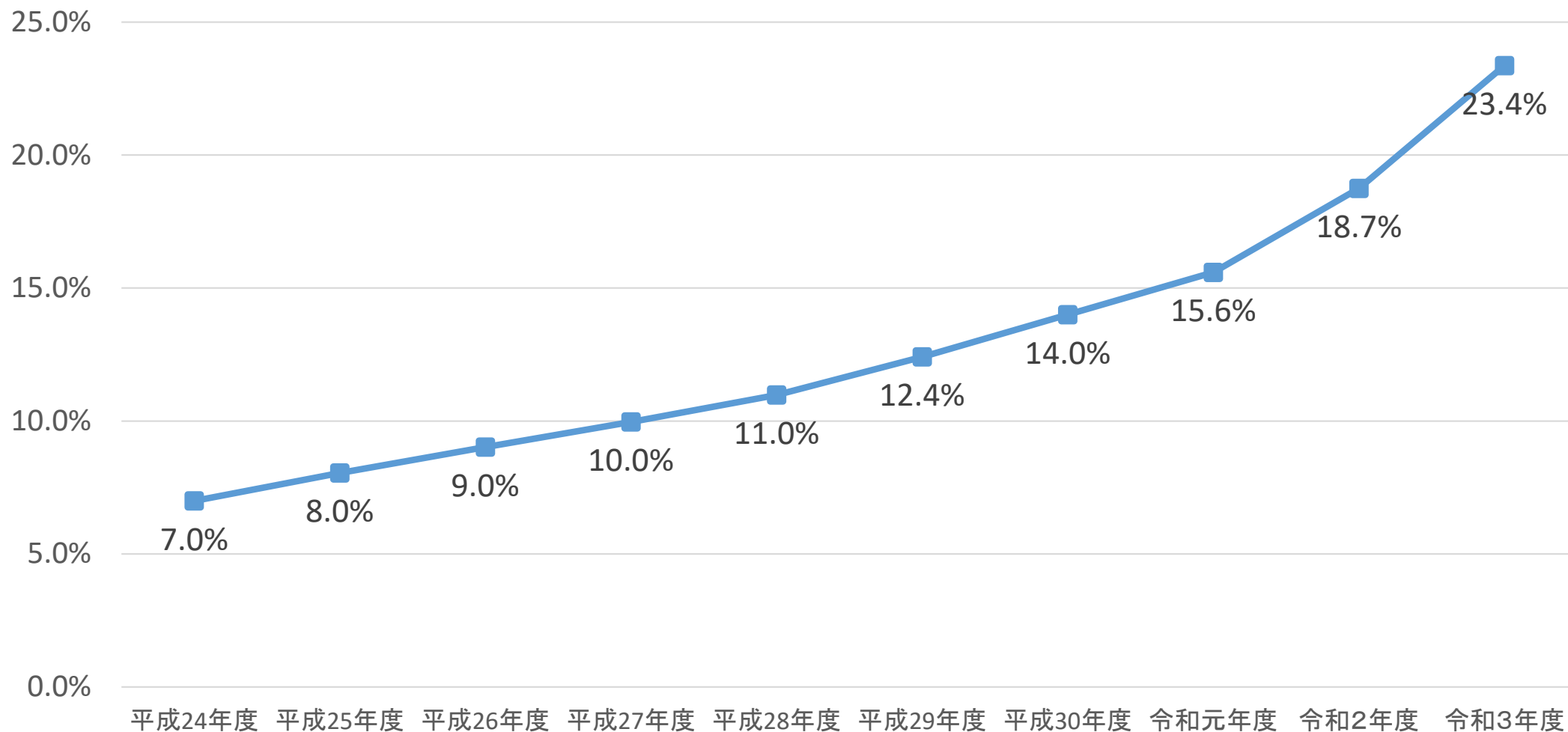
所得税等の確定申告書のe-Taxによる提出人員

(単位：千人)



(出所) 国税庁調

徴収高計算書電子提出割合（給与に係る源泉所得税）



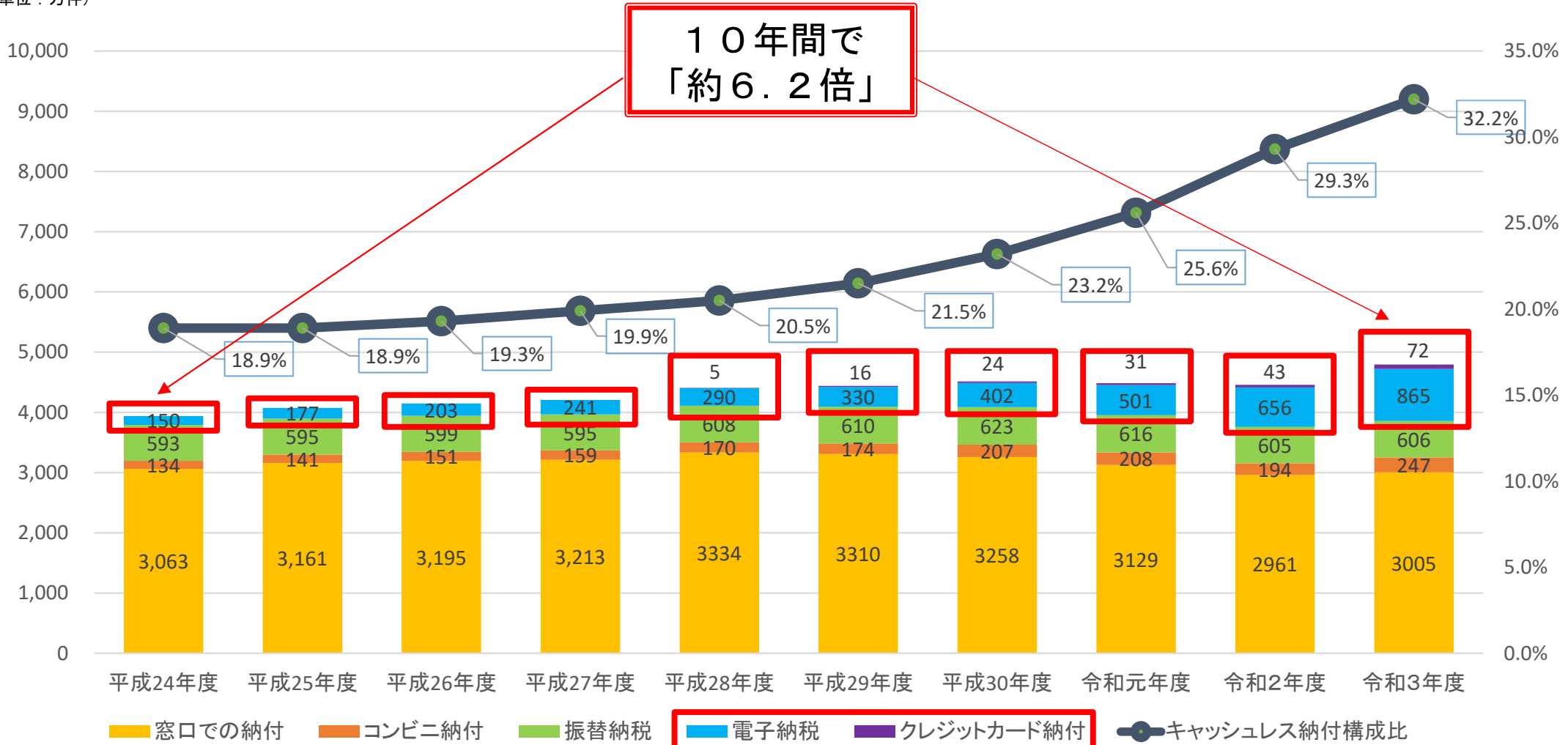
(出所) 国税庁調

(注1) 割合算出の分母は、給与所得の源泉徴収義務者数であり、7月及び1月は、毎月納付の義務者数+納期の特例の適用を受けている義務者数、それ以外の月は毎月納付の義務者数を使用。

(注2) 分母となる義務者数は、毎年6月末時点の義務者数を7月から翌年6月まで使用。

納付手段別納付件数の推移

(単位：万件)



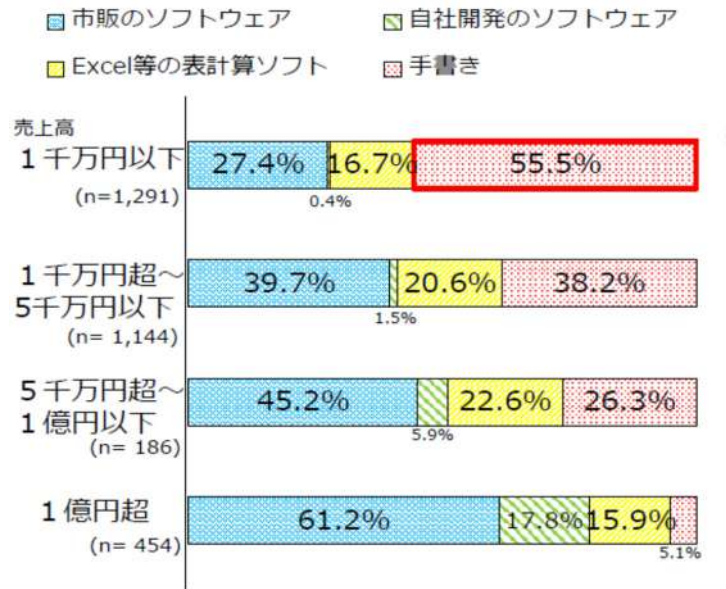
(出所) 国税庁調

キャッシュレス納付

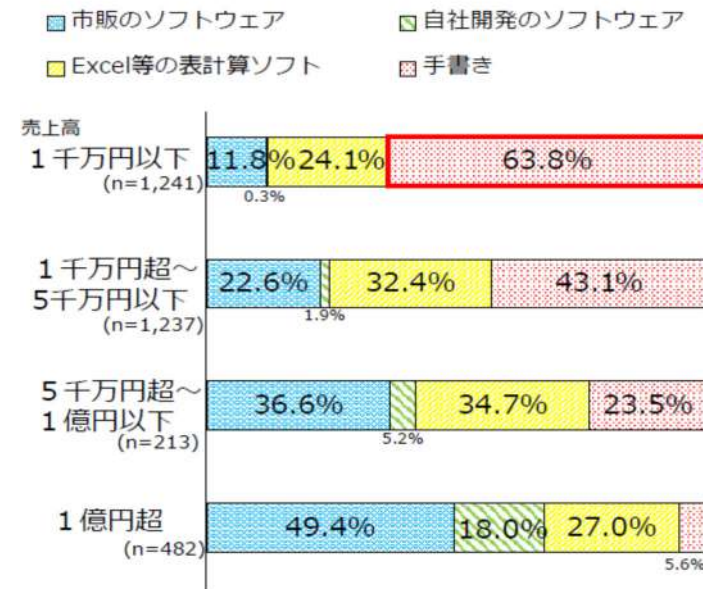
(参考) バックオフィス業務のデジタル化状況等

(出典) 「消費税インボイス制度」と「バックオフィス業務のデジタル化」等に関する実態調査結果 (2022年9月8日 日本・東京商工会議所)

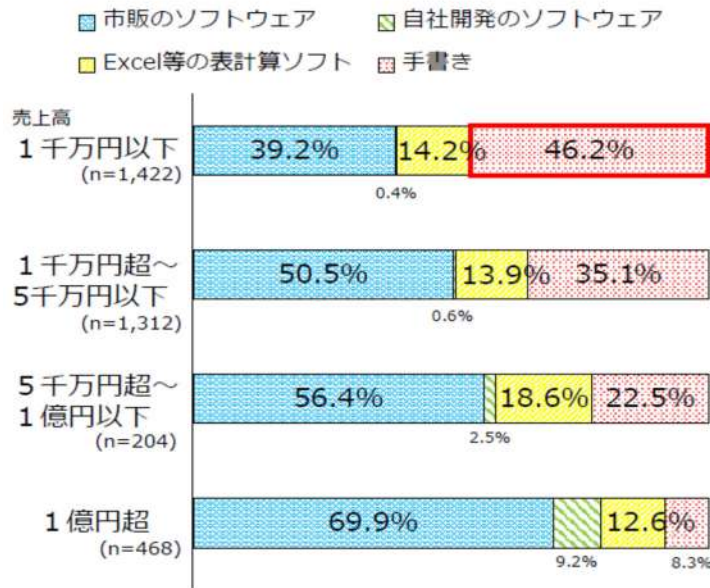
【売上・仕入の集計業務のデジタル化状況】



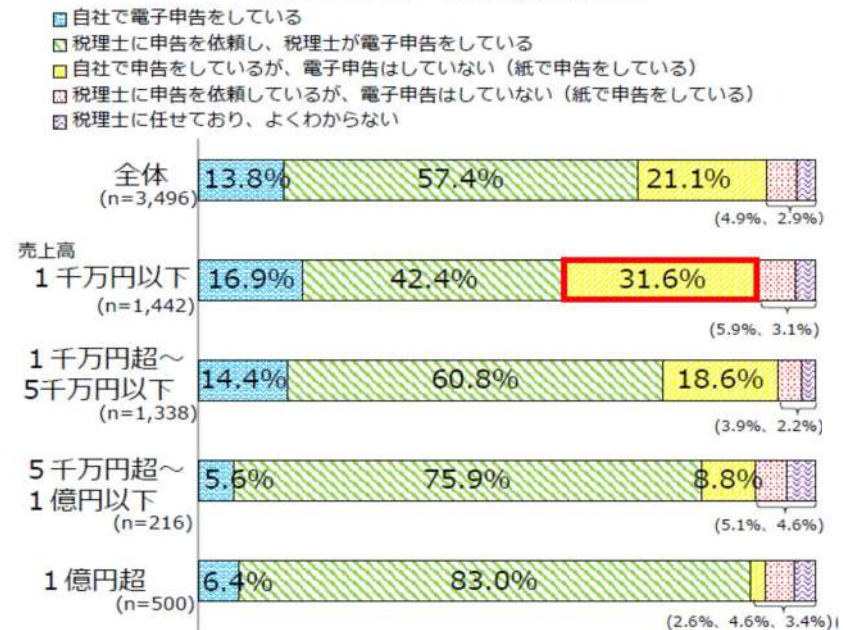
【請求書等の作成業務のデジタル化状況】



【帳簿の作成業務のデジタル化状況】



【電子申告への対応状況】



法定調書の提出方法別の提出状況

○ 提出件数及び提出枚数（令和3年1月～12月提出分）

①/② = 70.9%

〔個人及び法人〕

① 4,473,950件

② 6,308,101枚

（単位：件、枚）

提出枚数 区分	電子提出 (e-Tax、光ディスク等)		書面		合計	
	件数	枚数	件数	枚数	件数	枚数
1 ~ 9	(72.3%) 4,333,610	(68.1%) 7,323,885	(27.7%) 1,660,379	(31.9%) 3,424,877	(100.0%) 5,993,989	(100.0%) 10,748,762
10 ~ 29	(45.8%) 103,681	(42.1%) 1,322,897	(54.2%) 122,515	(57.9%) 1,820,985	(100.0%) 226,196	(100.0%) 3,143,882
30 ~ 49	(39.4%) 18,570	(33.6%) 486,598	(60.6%) 28,507	(66.4%) 959,876	(100.0%) 47,077	(100.0%) 1,446,474
50 ~ 99	(44.3%) 18,089	(39.0%) 824,644	(55.7%) 22,750	(61.0%) 1,288,277	(100.0%) 40,839	(100.0%) 2,112,921
100 ~	(88.2%) 79,656	(99.2%) 377,556,116	(11.8%) 10,703	(0.8%) 2,886,889	(100.0%) 90,359	(100.0%) 380,443,005
合計	(71.2%) 4,553,606	(97.4%) 387,514,140	(28.8%) 1,844,854	(2.6%) 10,380,904	(100.0%) 6,398,460	(100.0%) 397,895,044

（出所）国税庁調

（注）1 上記の数値には、令和3年中に提出したもののうち、提出期限が令和3年前のものを除いている。

2 上記の各件数は、法定調書の種類ごとに算出しているため、複数種類の法定調書を提出した事業者は、それぞれ件数に含まれて記載されている。

3 合計欄は、e-Tax、光ディスク等、書面の合計であり、提出方法の確認できなかった39,977件・1,864,693枚を除いている。

書面により提出された主な法定調書の作成手段について

○ 書面により提出された法定調書のシステム印字による作成割合（サンプル調査）

（単位：枚）

調 書 名	確認枚数				
		システム印字	割合	手書き作成	割合
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	50,000	48,633	<u>97.27%</u>	1,367	2.73%
給与所得の源泉徴収票	50,000	47,401	<u>94.80%</u>	2,599	5.20%
不動産の使用料等の支払調書	50,000	46,609	<u>93.22%</u>	3,391	6.78%
生命保険契約等の一時金の支払調書	2,800	2,766	<u>98.79%</u>	34	1.21%

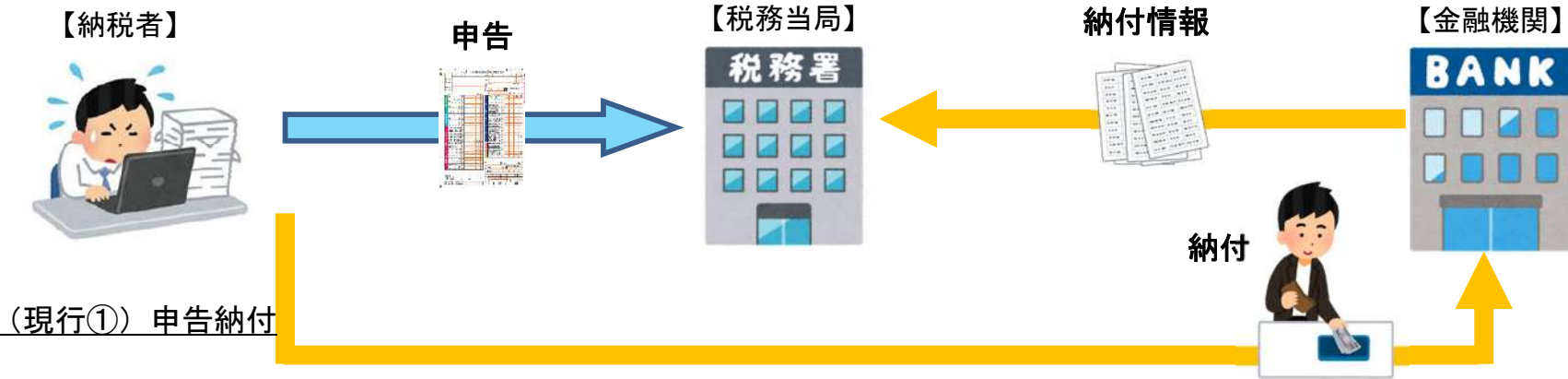
（出所）国税庁調

（注）平成29年1月以後に提出された法定調書をサンプルにより確認したもの

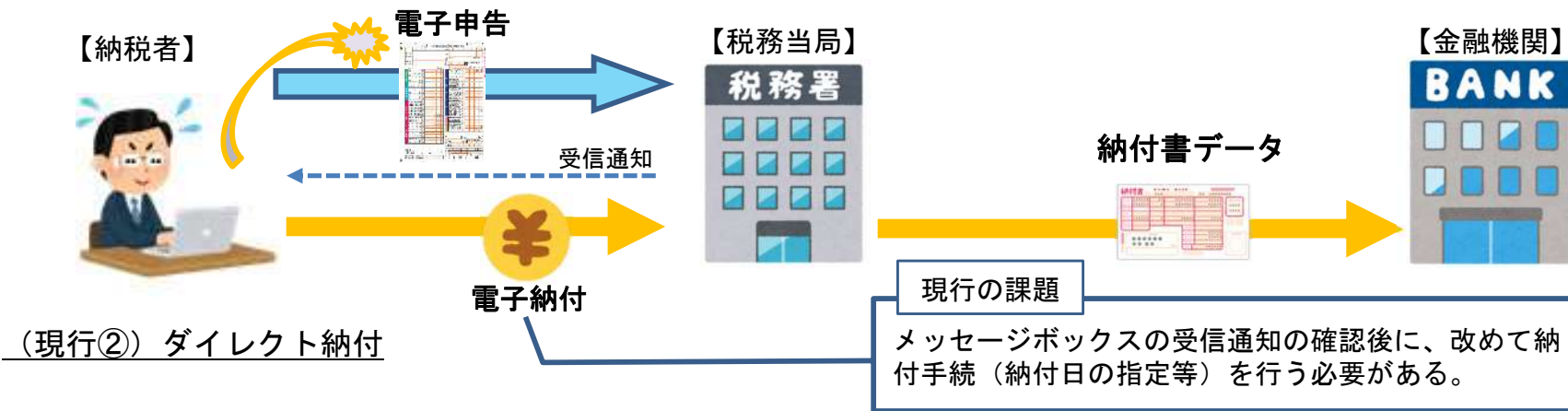
○ 書面により提出された法定調書のうち、割合が低いものでも93%以上がシステムにより作成されている。

申告情報の納付情報への活用

現行制度①



現行制度②



利便性向上イメージ

